

ちとせし  
千歳市コミュニケーション

なら じょうほう しゅとくおよ りょう  
並びに情報の取得及び利用のための

たよう しゅだん りょうそくしん かん じょうれい  
多様な手段の利用促進に関する条例

れいわ ねん がつ  
令和7年3月

ちとせし ほけんふくし ぶしょう しゃしえんか  
千歳市保健福祉部 障がい者支援課



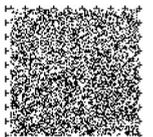
# 千歳市コミュニケーション並びに情報の取得及び 利用のための多様な手段の利用促進に関する条例

## ぜんぶん (前文)

しょうがい ひと こうれいしゃ しゃかい けいざい ぶんか た ぶんや かつどう  
障害のある人や高齢者が、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動  
さんか ちいき い い じぶん く えんかつ  
に参加し、地域において生き生きと自分らしく暮らすためには、円滑にコミ  
ュニケーションを図ることや、その必要とする情報を取得し、利用するこ  
とができる環境を整えることが重要です。

ちとせし すべ しみん しょうがいとくせい どうじしゃ おう  
千歳市においても、全ての市民が、障害特性や当事者のニーズに応じた  
おんせいげんご しゅわ もじひょうき てんじ かくだい もじ へいい ひょうげん  
音声言語、手話、文字表記、点字、拡大文字、平易な表現などのコミュニ  
ケーション等のための多様な手段に対する理解を深めるとともに、障害の  
ひと こうれいしゃ しゅだん みずか せんたく りよう  
ある人や高齢者が、それらの手段を自ら選択し、利用することができるよ  
う、その機会を十分に確保することが必要です。

わたし にんしき きょうゆう いったい しょうがいしゃとう  
私たちは、このような認識を共有し、一体となって、障害者等による  
コミュニケーション等のための多様な手段の利用を促進し、もって市民が  
そうご じんかく こせい そんちょう あ あんしん とも い ちいき  
相互に人格と個性を尊重し合い、安心して共に生きることができる地域  
しゃかい じつげん めざ しょうれい せいてい  
社会の実現を目指し、ここにこの条例を制定します。



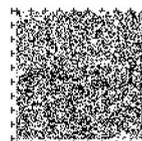
かいせつ  
【解説】

ぜんぶん じょうれい せいてい はいけい め ざ ほうこうせい せつめい  
前文は、条例を制定する背景や目指す方向性などについて説明しています。

しょう なんびょう ふく ひと こうれいしゃ ぶんや かつどう さんか  
障がい（難病を含む）のある人や高齢者が、あらゆる分野の活動に参加  
し、ちいき なか い い じぶん く えんかつ  
地域の中で生き生きと自分らしく暮らすためには、円滑にコミュニケーション  
ションを図ること、はか ひつよう じょうほう しゆとく りよう  
必要とする情報を取得したり、利用したりすることが  
できるかんきょう ととの じゅうよう  
環境を整えることが重要です。

ほんし すべ しみん しょう どうじしゃ おう  
本市においても、全ての市民が障がいの特性や当事者のニーズに応じた  
「コミュニケーション等のための多様な手段」に対する理解を深めること、  
しょう ひと こうれいしゃ しゆだん じぶん せんたく りよう  
障がいのある人や高齢者が、それらの手段を自分で選択し、利用すること  
ができるよう、きかい じゅうぶん かくほ ひつよう  
その機会を十分に確保することが必要です。

わたし にんしき きょうゆう いったい しょう しゃとう  
私たちは、このような認識を共有し、一体となって、障がい者等によ  
る「コミュニケーション等のための多様な手段」の利用を促進することによ  
り、しみん そうご じんかく こせい そんちょう あ あんしん とも い  
市民が相互に人格と個性を尊重し合い、安心して共に生きることがで  
きるちいきしゃかい じつげん め ざ じょうれい せいてい  
きる地域社会の実現を目指し、この条例を制定するものです。



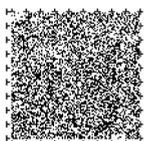
もくてき  
(目的)

第1条 この条例は、コミュニケーション等のための多様な手段の利用促進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、コミュニケーション等のための多様な手段の利用促進に係る施策の基本となる事項を定めることにより、コミュニケーション等のための多様な手段の利用促進に係る施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が相互に人格と個性を尊重し合い、安心して共に生きることができる地域社会を実現することを目的とする。

かいせつ  
【解説】

条例を制定する目的を定めています。

この条例は、障がい者等が自分で選択するコミュニケーションと情報の取得・利用のための手段（「コミュニケーション等のための多様な手段」）の利用促進に関し、基本理念、市の責務、市民及び事業者の役割、施策の推進について定め、市民が相互に人格と個性を尊重し合い、安心して共に生きることができる地域社会を実現することを制定の目的としています。



ていぎ  
(定義)

だい じょう じょうれい つぎ かくごう かか ようご いぎ  
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ  
とうがいかくごう さだ  
当該各号に定めるところによる。

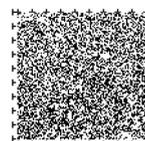
(1) しょうがいしゃとう しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい なんびょう  
障害者等 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病  
による しょうがい た しんしん きのう しょうがい い か ごう  
障害その他の心身の機能の障害（以下この号において  
しょうがい そうしょう ものまた こうれいしゃ しょうがいまた  
「障害」と総称する。）がある者又は高齢者であって、障害又は  
しゃかいてきしょうへき しょうがい ものまた しんたい きのう ていか こうれいしゃ  
社会的障壁（障害がある者又は身体の機能が低下している高齢者に  
にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな うえ しょうへき しゃかい  
とって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会に  
おける事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的  
に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものを  
いう。

(2) コミュニケーション等のための多様な手段 げんご しゅわ ふく  
言語（手話を含む。）、  
ようやくひつき てんじ おんやく だいひつ だいでく おんせい かくだいまじ しょくしゅわ  
要約筆記、点字、音訳、代筆、代読、音声コード、拡大文字、触手話、  
へいい ひょうげん え ず しゃしん じゅうどしょうがいしゃようい しでんたつそうち とうめいもじばん  
平易な表現、絵図、写真、重度障害者用意思伝達装置、透明文字盤、  
くちもじ じょうほうつうしん きき た しょうがいしゃとう みずか せんたく  
口文字、情報通信機器その他の障害者等が自ら選択するコミュニ  
ケーション並びに情報の取得及び利用のための手段をいう。

(3) コミュニケーション等支援者 どうしえんしゃ しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ てんやくしゃ  
手話通訳者、要約筆記者、点訳者、  
おんやくしゃ しんたいしょうがいしゃそうだんいん ちてきしょうがいしゃそうだんいん  
音訳者、ガイドヘルパー、身体障害者相談員、知的障害者相談員、  
しゃそうだんいん た しょうがいしゃとう また じょうほう  
ろうあ者相談員その他の障害者等のコミュニケーション又は情報  
しゅとくも りょう しえんまた ほじよ もの  
の取得若しくは利用を支援又は補助する者をいう。

かいせつ  
【解説】

じょうれい しょう ようご ていぎ さだ  
条例で使用する用語の定義を定めています。



第1号では、「障がい者等」を定義しています。この条例の障がい者等とは、次の2つの要件を満たす人です。

- ① 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病による障がい、その他の障がいのある人又は高齢者
- ② 障がい又は社会的障壁（※）によって、継続的に、日常生活又は社会生活に相当な制限を受けている人

※社会的障壁…障がい者等にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁（バリア）となるすべてのもの・ことを指しており、次の4つのバリアがあるとされています。

- ① 物理的なバリア（利用しにくい施設・設備）
- ② 制度的なバリア（利用しにくい制度）
- ③ 文化・情報面でのバリア（配慮していない文化・情報発信）
- ④ 意識上のバリア（偏見）

【参考】知っていますか？街の中のバリアフリーと「心のバリアフリー」（政府広報オンライン）  
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201812/1.html>



第2号では、「コミュニケーション等のための多様な手段」を定義しています。

障がい者等が自分で選択するコミュニケーションと情報の取得・利用のための手段には、その特性に応じた様々なものがあります。



## 【コミュニケーション等のための多様な手段の例】

しゅわ ようやくひっき ちょうかくしやう  
手話、要約筆記…聴覚障がい

てんじ おんやく だいひつ だいどく おんせい かくだい も じ しかくしやう  
点字、音訳、代筆、代読、音声コード、拡大文字…視覚障がい

しよくしゅわ…もう  
触手話…盲ろう

へいひ ひやうげん え ず しゃしん ちてきしやう はったつしやう  
平易な表現、絵図、写真…知的障がい、発達障がい

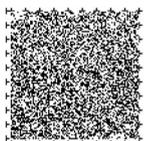
い し でんたつそうち どうめいも じはん くちも じ えいえるえす しんけいなんびやう  
意思伝達装置、透明文字版、口文字…ALSなどの神経難病

じやうほうつうしん き き すべ しやう  
情報通信機器…全ての障がい

※ 障がいの区分は一例です。加齢により聞こえづらさのある人が要約  
筆記を利用したり、見えにくさのある人が拡大文字を利用したりするこ  
ともできます。

だい ごう  
第3号では、「コミュニケーション等支援者」を定義しています。

この条例のコミュニケーション等支援者とは、手話通訳者、要約筆記者、  
点訳者、音訳者のほか、移動の支援などを行うガイドヘルパーや様々な  
相談に応じる各種相談員その他のコミュニケーション等を支援又は補助す  
る者をいいます。



きほんりねん  
(基本理念)

だい じょう とう たよう しゅだん りようそくしん  
第3条 コミュニケーション等のための多様な手段の利用促進は、  
しょうがいしゃとう なら じょうほう しゅとくおよ りよう  
障害者等がコミュニケーション並びに情報の取得及び利用のための  
しゅだん みずか せんたく けんり そんちよう すべ しみん そうご じんかく こせい  
手段を自ら選択する権利を尊重し、全ての市民が相互に人格と個性を  
そんちよう あ きほん おこな  
尊重し合うことを基本として行わなければならない。

かいせつ  
【解説】

じょうれい きほんりねん さだ  
条例の基本理念を定めています。

じょうれい もと おこな とう たよう  
この条例に基づいて行われる「コミュニケーション等のための多様な  
しゅだん りようそくしん かか とりくみ しょう しゃとう しゅだん じぶん せんたく  
手段」の利用促進に係る取組は、障がい者等がそれらの手段を自分で選択す  
ることができる権利を尊重し、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合  
うことを基本の考え方として進めていきます。

し せきむ  
(市の責務)

だい じょう し ぜんじょう きほんりねん い か きほんりねん  
第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、  
コミュニケーション等のための多様な手段の利用促進に係る施策を  
そうごうてき けいかくてき すいしん  
総合的かつ計画的に推進するものとする。

かいせつ  
【解説】

し せきむ さだ  
市の責務を定めています。

し とう たよう しゅだん りよう そくしん  
市は、「コミュニケーション等のための多様な手段」の利用を促進するた  
め しさく すいしん  
めの施策を推進するものとしています。



しみん やくわり  
(市民の役割)

だい じょう しみん きほんりねん たい りかい ふか し すいしん だい じょうだい  
第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する第7条第1  
こうかくごう かか しさく きょうりよく つと  
項各号に掲げる施策に協力するよう努めるものとする。

かいせつ  
【解説】

しみん は やくわり さだ  
市民が果たす役割を定めています。

「コミュニケーション等のための多様な手段」の利用促進については、市  
と く が取り組むだけでなく、しみん じょうれい きほんりねん たい りかい ふか し  
市民も条例の基本理念に対する理解を深め、市が  
すいしん しさく きょうりよく つと やくわり  
推進する施策に協力するよう努めることを役割としています。

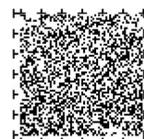
じぎょうしゃ やくわり  
(事業者の役割)

だい じょう じぎょうしゃ きほんりねん たい りかい ふか じぎょうかつどう  
第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、その事業活動におい  
しょうがいしゃとう とう たよう しゅだん りょう  
て、障害者等がコミュニケーション等のための多様な手段を利用するこ  
とができるよう努めるとともに、し すいしん じじょうだい こうかくごう かか  
市が推進する次条第1項各号に掲げる  
しさく きょうりよく つと  
施策に協力するよう努めるものとする。

かいせつ  
【解説】

じぎょうしゃ は やくわり さだ  
事業者が果たす役割を定めています。

しみん どうよう じぎょうしゃ じょうれい きほんりねん たい りかい ふか し すいしん  
市民と同様、事業者も条例の基本理念に対する理解を深め、市が推進す  
しさく きょうりよく つと じぎょうかつどう しょう  
る施策に協力するよう努めることのほか、その事業活動において、障  
しゃとう とう たよう しゅだん じぶん せんたく  
がい者等が「コミュニケーション等のための多様な手段」を自分で選択して  
りょう  
利用することができるような配慮に努めることを役割としています。



し さ く す い し ん  
(施策の推進)

だい じょう し とう た よ う し ゅ だ ん り よ う そ く し ん  
第7条 市は、コミュニケーション等のための多様な手段の利用を促進

するたため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) コミュニケーション等のための多様な手段に対する理解の促進に  
かん し さ く  
関する施策

(2) コミュニケーション等のための多様な手段を利用しやすい環境の  
せい び かん し さ く  
整備に関する施策

(3) コミュニケーション等支援者の確保に関する施策

(4) 市民及び事業者に対する基本理念の普及啓発に関する施策

(5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために  
ひ つ よ う し さ く  
必要な施策

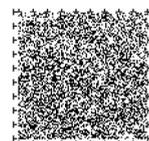
2 市は、前項各号に掲げる施策を推進するに当たっては、障害者等そ  
の他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければな  
らない。

かい せ つ  
【解説】

だい こう し とう た よ う し ゅ だ ん り よ う  
第1項では、市が「コミュニケーション等のための多様な手段」の利用を  
そ く し ん す い し ん し さ く だい ご う だい ご う さ だ  
促進するために推進する施策を第1号から第5号まで定めています。

だい ご う り かい そ く し ん  
第1号は、理解の促進です。

し とう た よ う し ゅ だ ん  
市は、「コミュニケーション等のための多様な手段」について、どのよう  
な人が、どのような場面で、どのような手段を利用するのか、その多様性や  
ひ つ よ う せい たい り かい そ く し ん し さ く す い し ん  
必要性に対する理解を促進するための施策を推進することとします。



だい ごう かんきょう せいび  
第2号は、環境の整備です。

し しょう しゃどう どう たよう しゅだん えん  
市は、障がい者等が「コミュニケーション等のための多様な手段」を円  
かつ りよう たと ひつよう ぶっぴんどう せいび しょくいん  
滑に利用することができるよう、例えば、必要な物品等の整備や職員によ  
たいおう はいりょ かんきょう せいび かん しさく すいしん  
る対応の配慮など、環境の整備に関する施策を推進することとします。

だい ごう どうしえんしゃ かくほ  
第3号は、コミュニケーション等支援者の確保です。

し しょう しゃどう どう しえんまた ほじょ  
市は、障がい者等のコミュニケーション等を支援又は補助するコミュニ  
ケーション等支援者を確保するための施策を推進することとします。

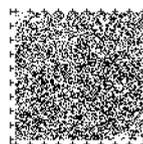
だい ごう しみんおよ じぎょうしゃ たい きほんりねん ふきゅうけいはつ  
第4号は、市民及び事業者に対する基本理念の普及啓発です。

し じょうれい さだ しみんおよ じぎょうしゃ やくわり は じょうれい  
市は、この条例に定める市民及び事業者の役割が果たされるよう、条例  
きほんりねん ふきゅうけいはつ かん しさく すいしん  
の基本理念の普及啓発に関する施策を推進することとします。

だい ごう た しさく  
第5号は、その他の施策です。

し ぜんかくごう かか じょうれい もくてき たっせい  
市は、前各号に掲げたもののほかに、この条例の目的を達成するために  
ひつよう しさく すいしん  
必要な施策を推進することとします。

だい ごう し しさく すいしん ばあい しょう しゃどう た  
第2項では、市がこれらの施策を推進する場合には、障がい者等その他の  
かんけいしゃ いけん そんちょう つと さだ  
関係者の意見を尊重するように努めることを定めています。



いにん  
(委任)

だい じょう じょうれい さだ  
第8条 この条例に定めるもののほか、コミュニケーション等のための  
たよう しゅだん りようそくしん かか しさく すいしん かん ひつよう じこう しちょう さだ  
多様な手段の利用促進に係る施策の推進に関し必要な事項は、市長が定  
める。

ふ そく  
附 則

じょうれい こうふ ひ しこう  
この条例は、公布の日から施行する。

### 【解説】

じょうれい さだ  
この条例で定めているもののほか、施策の推進に関し必要な事項は、市  
ちょう さだ  
長が定めることとしています。

